

区分変更申請の結果により自己作成扱いとなる月に総合事業のサービス利用がある場合の請求について

総合事業では、ケアプランの自己作成の概念がないため、受領委任払い（請求額から、利用者自己負担分を抜いた額の支払）で対応します。

請求に当たり提出していただくものは次のとおりです。メール、郵送または窓口で直接御提出ください。

- ① 請求書（事業者欄は事業所ではなく法人の情報を記入。押印不要）
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業費明細書（様式第二の三）及びサービス提供票
- ③ 請求期間中の個別支援計画書
- ④ 契約書（日割りの算定根拠）

複数月の請求をするときは、月ごとに提出してください。（重複するものは除く）

なお、保険請求は、権利発生日より2年間可能ですが、速やかに御提出をお願いします。

御不明な点は長寿課介護保険係までお問い合わせください。